

「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	新潟卸団地地区地区計画		
地区の区分	A 地区	B 地区	C 地区
建築物の用途の制限	建築してはならない建築物 (1) 法別表第2(い)項第1号から第3号まで、第4号(幼稚園を除く。)、第5号、第6号(保育所その他これに類するものに限る。)、第7号及び第8号に掲げるもの (2) 法別表第2(は)項第2号から第4号までに掲げるもの (3) 法別表第2(に)項第2号(作業場の床面積の合計が2,000平方メートル以下のもので、かつ、原動機の出力が2,000キロワット以下のものを除く。)及び第3号から第6号までに掲げるもの (4) 法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲げるもの (5) 法別表第2(へ)項第3号に掲げるもの。ただし、次に掲げるものに関するイベント等に利用するコンベンション施設を除く。 ア 卸売品の販売 イ 事業者の教育支援等 ウ 卸団地地区の事業 (6) 法別表第2(と)項第3号に掲げる工場(同号(3)、(4)、(4の3)から(4の6)まで、(6)、(9)、(10)及び(14)に掲げるものに限る。) (7) 法別表第2(り)項第2号及び第3号に掲げるもの (8) 法別表第2(ぬ)項第3号に掲げる工場(同号(1)、(3)、(5)から(13)まで及び(14)から(20)までに掲げるものに限り、特殊な機械の使用その他の特殊な方法による事業であって商業その他の業務の利便を害するおそれがないものとして令に規定するものを除く。) (9) 店舗、飲食店その他これらに類するもの。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 500平方メートル以下の銀行の支店 イ 次に掲げるもので、200平方メートル以下のもの (ア) 日用品の販売を主たる目的とする店舗 (イ) 卸売品の加工及び販売をする店舗 (ウ) 食堂 (エ) 喫茶店 (10) エンバーミング施設、農作物栽培施設又は細胞培養加工施設		建築してはならない建築物 (1) 法別表第2(い)項第1号から第3号まで、第4号(幼稚園を除く。)、第5号、第6号(保育所その他これに類するもの並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労移行支援及び同条第15項に規定する就労継続支援を供与する施設を除く。)及び第7号に掲げるもの (2) 法別表第2(は)項第2号から第4号までに掲げるもの (3) 法別表第2(に)項第2号(作業場の床面積の合計が2,000平方メートル以下のもので、かつ、原動機の出力が2,000キロワット以下のものを除く。)及び第3号から第6号までに掲げるもの (4) 法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲げるもの (5) 法別表第2(へ)項第3号に掲げるもの。ただし、次に掲げるものに関するイベント等に利用するコンベンション施設を除く。 ア 卸売品の販売 イ 事業者の教育支援等 ウ 卸団地地区の事業 (6) 法別表第2(と)項第3号に掲げる工場(同号(3)、(4)、(4の3)から(4の6)まで、(6)、(9)、(10)及び(14)に掲げるものに限る。)

		(7) 法別表第2(リ)項第2号及び第3号に掲げるもの (8) 法別表第2(ぬ)項第3号に掲げる工場(同号(1)、(3)、(5)から(13)まで及び(14)から(20)までに掲げるものに限り、特殊な機械の使用その他の特殊な方法による事業であって商業その他の業務の利便を害するおそれがないものとして令に規定するものを除く。) (9) 店舗、飲食店その他これらに類するもの。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 500平方メートル以下の銀行の支店 イ 次に掲げるもので、200平方メートル以下のもの (ア) 日用品の販売を主たる目的とする店舗 (イ) 卸売品の加工及び販売をする店舗 (ウ) 食堂 (エ) 喫茶店 (10) エンバーミング施設、農作物栽培施設又は細胞培養加工施設
壁面の位置の制限	出入口がある面にあつては、道路境界線から1メートル。 出入口のない面にあつては、道路境界線及び隣地境界線からは0.5メートル。	
垣又は柵の構造、高さ、形状又は材料の制限	塀(危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)第17条第1項第19号に規定する塀を除く。)は、高さ1メートル以下のものとし、垣又は柵は、高さ2メートル以下のものとする。	
	ただし、隅切りのない交差点に接する箇所から2メートルの区間にあつては、塀は高さ0.6メートル以下のものとし、垣又は柵は透視が可能な形状のものとする。	
	ただし、門柱、門扉その他これに類するものは、この限りでない。(※1)	
盛土の高さの制限	標高1.4メートル以下。ただし、標高は、街区基準点を基準とする。	

※用語の説明…建築基準法は「法」、建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については、建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先：新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)

※1は、条例第8条に定められている規定です。